



住基カードの多目的利用が2月からスタート!

愛媛県初!

住民基本台帳カードの多目的利用スタート!!

松前町では、愛媛県内では初めてとなる住民基本台帳カード(住基カード)の多目的利用を2月1日からスタートします。

住基カードは、平成15年8月から交付が開始され、写真付きのものであれば全国共通の公的な身分証明書として、また、住民票の広域交付などに利用されています。

今回、松前町ではこれらの機能に加え、全額国の補助を受け、住基カードの多目的利用を開始します。

◎ 現在の住基カードで実施できるサービスは?

- 1 写真付きであれば全国共通の公的な身分証明書となります。
- 2 全国の市町村で住民票の交付が受けられます。
- 3 公的個人認証サービスを利用すれば、自宅などのパソコンで電子申請や国税の電子申告ができます。詳細はe-taxホームページ(<http://www.e-tax.nta.go.jp>)へ



希望すれば、住民基本台帳カードが交付されます

▲写真なしカード



▲写真付カード

◎ 松前町の多目的利用の内容は?

これらの機能に加え、次の3つのサービスを開始します。

- 1 印鑑登録証と同じ機能を持たせます。
- 2 図書館カードと同じ機能を持たせます。
- 3 住民票、印鑑登録証明書などの申請書を自動的に作成する機能を持たせます。



松前町が発行する住基カードであれば、1枚でこれら6種類の機能を持たせることができます。また、住民票などの申請書に住所・氏名・生年月日などを記入する必要がなくなるため交付までの時間が短縮できます。

◎ 住基カードのセキュリティーは?

住基カードは、高度なセキュリティー機能を備えたICカードとなっています。このICカードは、情報を暗号化するとともに、情報が記録されている領域にカギをかけることによって、安全性を確保しています。

また、今回松前町が新たに開始する印鑑登録サービス機能は、住基カードに使用した暗証番号とは別の暗証番号を使用しますので、住基カードの安全性は守られます。

◎ 紛失した場合は?

住基カードの交付を受けている本人から電話などで連絡があった場合は、直ちに機能の一時停止を行い、その後、発見した場合は、写真付きの公的な身分証明書で本人確認を行い、一時停止の解除を行います。発見されない場合は、紛失したカードを廃止します。

住民基本台帳カード申請方法

申請場所：役場町民課住民係

(松前町に住民登録している方に限ります。)

申請手続きに必要なもの

- (1) 交付申請書
- (2) 写真(写真付きのカードを希望される場合)
*住民係で、写真撮影できます。(無料)
- (3) 官公署発行の写真付き身分証明書(運転免許証、パスポートなど)
*健康保険証は不可
*お持ちでない場合は、事前にお問い合わせください。
- (4) 印鑑
- (5) 4桁の暗証番号
- (6) 手数料：500円

問い合わせ

役場町民課住民係 ☎985-4105